

令和8年度 共感をつむぐプロジェクト業務委託 企画提案仕様書

1 委託業務名：令和8年度 共感をつむぐプロジェクト業務委託

2 委託期間：契約締結の日から令和9年3月12日（金）まで

ただし、沖縄県は2箇月前までに書面で通知することにより、委託期間の途中で本契約を解約することができるものとする。

3 予算額

(1)委託上限額

提案にあたっては、総額9,324,000円(消費税及び地方消費税を含む)を上限として見積もること。(この金額は、企画提案のために設定した額であり、実際の契約金額とは異なる。)

(2)積算内訳

積算の費目は、次のとおりとすること。

- ① 人件費
- ② 直接経費(旅費、消耗品費、印刷製本費、通信運搬費、使用料及び賃借料、再委託費、その他必要と認められる費目)
- ③ 一般管理費((人件費+直接経費-再委託費)の10%以内とする。)
- ④ 消費税

4 業務の目的

沖縄県は、辺野古に新基地はつくらせないということを県政運営の柱とし、普天間飛行場の県外・国外移設を求めており、また、県民投票等においても、辺野古新基地建設に反対する民意が繰り返し示されている。

しかし、これらの沖縄の思いに反して、辺野古新基地建設に係る埋立工事が進められているところ、問題解決を図るためには日本国民から広くこの状況に係る理解を得て、問題解決に向けた機運醸成を図る必要がある。

そのため、普天間飛行場返還問題・辺野古新基地建設問題や関連する米軍基地問題等(以下「辺野古新基地建設問題等」という。)について、若者が辺野古新基地建設問題等を「自分ごと」として考える機会を提供するとともに、その様子や大学生等が「自分ごと」として考えた内容等をSNS等によって発信することで広く共感を獲得し、問題解決に向けた機運醸成に繋げる目的で、業務委託を行う。

5 業務内容

(1) 「若者が辺野古を自分ごととして考える場」の企画運営業務

- ・ 辺野古新基地建設問題等の問題解決に係る機運醸成に向け、若い世代に辺野古新基地建設問題等を「自分ごと」として考えてもらうため、大学生等を対象とした以下①～⑤のプログラムについて企画提案すること。
- ・ 同問題を多面的に学び、深く考えることができるよう、全てのプログラムに同じ大学生等が参加する形式の提案とし、学生の募集・選定方法を明示すること。なお、取組に参加する大学生等（以下「大学生等」という。）の人数としては、8名程度を想定している。
- ・ プログラムごとに(a)開催時期、(b)当該プログラムのスケジュール、(c)講師やファシリテーター等を明示して提案すること。
- ・ 取組の様子や大学生等が「自分ごと」として考えた内容を(2) Instagram 発信業務において発信することで、広く若い世代に対する共感・訴求に繋げることを念頭に提案すること。
- ・ プログラムの各日において、大学生等から当日の取組に係るアンケートを取得する提案とすること。アンケートは、大学生等が心に残ったことや「自分ごと」として考えた内容を記載する項目を必須とし、当該記載を SNS の投稿内容作成に活用する提案とすること。
- ・ フィールドワークや県外同世代との交流など旅行を伴うプログラムについては、大学生等の安全について責任を負う者、旅行約款、安全確保を含む旅程管理、事故発生時の対応体制、万一に備える保険加入等について明示すること。
- ・ 各プログラムにおいて、専門家等による講義を実施する場合は、大学生等以外に聴講などが可能な数（該当する場合）を明示するとともに、当該講義を沖縄県が公式 YouTube に掲載できるよう、撮影し映像データを納品する提案とすること。

【①ディベート勉強会】

- ・ 「②県外同世代との交流研修」において、交流先に所属する同世代の若者（以下「県外同世代」という。）をオーディエンスとしたディベート試合を実施する。
そのため、大学生等が当該試合に向け、ディベート技術に係る講義や、ディベートテーマに係るリサーチ、資料作成等を行う勉強会（以下「ディベート勉強会」という。）を企画提案すること。
- ・ ディベートは、「普天間飛行場の名護市辺野古沖への移設を進めるべきか否か」をテーマとし、大学生等を肯定側チームと否定側チームに分けて実施する。ディベート勉強会の適切なタイミングにおいて、くじ等を用い、テーマに対する大学生等自身の考えとは無関係にチーム分けを行う提案とすること。
- ・ 企画提案にあたっては、講師やファシリテーター等について、その経歴、実績、

選定の狙いを明示すること。なお、講師やファシリテーター等としては、ディベートの技術を教える者、テーマである普天間飛行場の名護市辺野古沖への移設について学生のリサーチや資料作成を支援する者、司会等試合の運営に係る者などを想定している。

【②県外同世代との交流研修】

- ・ 多くの大学において夏季休業期間となる8月から9月に、大学生等が県外の交流先を訪れ、県外同世代をオーディエンスとしたディベートの試合と、試合後の意見交換を実施する「交流研修」について企画提案すること。
- ・ 交流先については、辺野古新基地建設問題等に関して取組を行っている県外大学ゼミや学生団体等へのアプローチを想定しているが、幅広く企画提案してよい。
- ・ ディベートの勝敗決定は、オーディエンスである県外同世代やその指導教官等が行うことを想定しているが、ディベートの運営に係る講師選定等も踏まえて事業者において提案すること。
- ・ 意見交換は、ディベートの試合後に行うが、そのテーマはディベートの内容に限らず、辺野古新基地建設問題等に関連し広く提案してよい。
- ・ ディベートの試合は沖縄県が公式 YouTube に掲載できるよう、撮影・編集の上、映像データを納品する提案とすること。編集にあたっては、(2) SNS アカウント運用業務と同様の加工により、大学生等の氏名や顔を出さない形式とすること。
- ・ 企画提案にあたっては、(a)交流先、(b)当該交流先を選定した狙い、(c)ディベートや意見交換の会場、(d)意見交換の内容と狙い、(e)担当教授・指導教官（大学ゼミの場合）、(f)県外同世代の想定人数を明示して提案すること。

【③フィールドワーク】

- ・ 事業者において、「4 業務の目的」に照らし効果的であると思われる行程を企画提案すること。宜野湾市において普天間飛行場を見学する内容と、名護市辺野古において辺野古新基地建設の現場を見学する内容を必ず含めることとし、訪れる場所ごとにその狙いを明示すること。
- ・ 学びの定着や深く考える視点から、県外同世代との交流が終了後、大学の夏季休業期間内に実施することが望ましい。
- ・ フィールドワークの講師やファシリテーター等について、その経歴、実績、選定の狙いを明示すること。

【④知事報告会】

- ・ 本業務に係る各取組終了後に、取組内容や大学生等が「自分ごと」として考えた内容等について、知事に報告する機会を提案すること。
- ・ 報告内容のとりまとめについて、大学生等を集めて行う必要がある場合、(a)開催時期、(b)会場、(c)スケジュール、(d)講師やファシリテーター等を明示して提

案すること。

【⑤その他】

- ・ その他、事業者において「4 業務の目的」に照らし効果的であるとする取組があれば提案すること。

(2)Instagram 発信業務

【若者が辺野古を自分ごととして考える場に係る発信】

- ・ 沖縄県辺野古新基地建設問題対策課が所管する Instagram アカウント（TSUMUGU アカウント @tsumugu_okinawa）の活用により、「若者が辺野古を自分ごととして考える場」における大学生等の取組等を効果的に発信し、広く共感に繋げる企画について(a)投稿時期、(b)投稿内容の主旨、(c)投稿種類（ストーリーズ・フィード・リール）、(d)投稿数を明示して提案すること。
- ・ 発信は、大学生等の氏名や顔を一切出さない形式とする。「顔はわからないが発信者の識別はできる」ことが必要であり、取組の冒頭で大学生等それぞれに仮名とアバターを設定した上で、画像や動画の発信にあたっては大学生等の顔部分に当該アバターを合成することを想定しているが、事業者において具体的な方法を企画提案しその理由を説明すること。
- ・ 広く共感を得るためには、取組に参加した大学生等が「自分ごと」として考えた内容等を自らの言葉で発信する形が効果的であると考えられることから、このようなリール動画を発信の軸とした提案とすること。なお、令和7年度辺野古新基地建設問題等戦略的情報発信業務委託においては、参加した大学生が自ら考え等を語るリール動画を7投稿行っているが、本事業においては15投稿程度を目安とする必要がある。
- ・ 投稿時期については、原則として当該投稿に係る取組の翌月末までを期限とし、各取組の順番に応じた順番で、間を空けすぎずに投稿できるよう提案すること。ただし、【県外同世代との交流研修】については、交流先との調整等が生じると考えられることから、取組の翌々月末までを投稿期限としてよい。

【その他の発信】

- ・ トークキャラバン等、発注者が行う関連する取組についても、協議の上で発信可能な提案とすること。
- ・ その他、辺野古新基地建設問題等の解決に向けた機運醸成に関し、企画提案者において有効と考える TSUMUGU アカウントの活用方法があれば提案すること。

【共通する事項】

- ・ 「若者が辺野古を自分ごととして考える場」での撮影等による素材収集、投稿案の作成に向けた発注者との調整、撮影や発信に係る大学生等との調整、デザイン等

を含む投稿案の作成、大学生等に対する投稿に係る承諾取得など、投稿に向けた流れを明示して提案すること。

- ・ Instagram 発信業務全体に関し、提案内容を踏まえた KPI（重要業績評価指標）を設定し、その考え方や目標達成に向けた取組について明示すること。
- ・ なお、投稿にあたっては沖縄県辺野古新基地建設問題対策課が策定したアカウント運用ポリシーを遵守する必要がある。
- ・ 本件業務委託に係る成果品の著作権及び所有権は沖縄県に帰属することとなるため、発信内容に関し、第三者に著作権等の権利が生じている素材や、第三者に著作権等の権利が生じることとなるアバターアプリ、第三者の著作権侵害の恐れがある AI 等は使用する提案としないこと。やむを得ず使用するものについては、事業者の責任において沖縄県に権利を移転する等の対策を取ることとし、その対策について明示して提案すること。
- ・ その他、辺野古新基地建設問題等の解決に向けた機運醸成に関し、企画提案者において有効と考える TSUMUGU アカウントの活用方法があれば提案すること。

(3) その他の業務

- ・ 窓口となる主担当者 1 名を置き、本委託業務に関する発注者からの調整・相談事項に対して、対面、オンライン、メール、電話等により対応すること。
- ・ その他、本委託業務の目的に照らし効果的な方法があれば提案すること。

6 成果物

本委託業務の成果物として、以下を提出することとする。

- ① 5 に関し作成した資料一式（事業計画書及び事業実績報告書を含む）
- ② ①の電子データ
- ③ 5 に関し撮影・作成・編集等した動画及び画像、素材等の電子データ
- ④ 視聴数や「いいね」数など、5（2）の Instagram 発信に対するレスポンスとして Instagram から取得できるデータ
- ⑤ その他発注者が必要と認める書類等

7 再委託

(1) 一括再委託の禁止等

契約の全部の履行を一括又は分割して第三者に委任し、又は請負わせることはできない。また、「契約の主たる部分」については、その履行を第三者に委任し、又は請負わせることが出来ない。ただし、これにより難い特別な事情があるものとして、予め沖縄県が書面で認める場合は、これと異なる取り扱いをすることがある。

[契約の主たる部分]

ア：契約金額の 50% を超える業務

イ：企画判断、管理運営、指導監督、確認検査などの統括的かつ根幹的な業務

(2) 再委託の相手方の制限

本契約の企画提案者であった者に契約の履行を委任し、又は請け負わせることはできない。また、指名停止措置を受けている者、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2項に規定する暴力団をいう。）、暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。）又は暴力団と密接な関係を有する者に契約の履行を委任し、又は請け負わせることはできない。

(3) 再委託の承認

(1) 及び(2)を踏まえた上で、契約の一部を第三者に委任し、又は請負わせようとするときは、あらかじめ書面による沖縄県の承認を得なければならない。ただし、以下に定める「その他、簡易な業務」を第三者に委任し、又は請負わせるときはこの限りでない。

[その他、簡易な業務]

- ① 資料の収集・整理
- ② 撮影・複写・翻訳・印刷・製本
- ③ 原稿・データの入力及び集計
- ④ 文字書き起こし・議事録作成
- ⑤ ウェブページや広報媒体、それらに係る素材等の作成

8 その他

- (1) 作業の内容について疑義が生じたときは、発注者・受注者両者はその都度、状況の報告や確認を求めることができるものとする。
- (2) 委託業務を進めるために必要な資料については、契約締結後、受注者の求めに応じて、貸与または提供する。また、受注者は貸与または提供された資料の取り扱いに十分注意を払うこと。
- (3) 受注者は、発注者の許可なく本委託業務で知り得た情報・資料等を、第三者に提供・開示または漏洩してはならない。
- (4) 本委託業務の実施に際しての詳細な事項については、発注者・受注者両者で協議のうえ決定する。
- (5) 本委託業務の完了後において瑕疵が発見された場合は、受託者の責任において、修正、又は再作業を行うものとする。
- (6) 本委託業務にかかる成果物の著作権及び所有権は沖縄県に帰属し、発注者及び受注者以外の第三者に権利があるものについては、受注者において使用に係る許諾等を得るものとする。

成果物において第三者との間で知的財産権に関する紛争等が発生した場合又はその恐れがある場合、受注者が一切の責任と費用においてこれらを処理解決し、

沖縄県に影響を与えないものとし、万一、沖縄県に損害が生じた場合は当該損害を補償するものとする。

- (7)本仕様書に記載の業務内容は、本企画提案公募に当たり仮に設定したものであり、実際の委託契約の仕様書とは内容が異なる場合がある。